

アストのなっとく講座 ～地震保険のおさらい編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 今日は、地震保険のおさらいよ。
先日の大阪北部を震源とする地震、本当に怖かったわよね。
改めて被害を受けられた方に、心からお見舞いを申し上げますにゃ。

 本当ね・・・。
突然の地震に遭ったとき、慌ててしまわないためにも
今日はあたち達と一緒に、しっかり復習するわよー!!

 まず、そもそも地震保険というのは、地震・噴火・津波を原因とした
損害に対しての保険ね。
注意が必要なのは、『地震が原因で起きた火災は、地震保険でな
ければ補償がされない』ということなの。

 そうそう!
火災なんだから、火災保険でいいんでしょ?
と思っちゃいがちなこの部分。しっかり押さえといてにゃ!

 それと、地震保険は単体での加入ができないの。
火災保険に付帯して付けるイメージね。
あ、でもいま火災保険しか入っていない!という場合でも
満期まで待たなくても、途中で地震保険を追加することはできるか
ら安心してね。

 で、いざ地震が起こってしまったら!
保険金の支払われ方が特殊なのが地震保険の特徴よ。
「全損 (保険金額 100%)」「大半損 (60%)」「小半損 (30%)」
「一部損 (5%)」の、4つの区分で支払いがされるってわけ。

 火災保険みたいに、実際に修理の見積を出して...とかいう方法ではな
いのよね。

4つの区分は、建物がどれだけの損害を被っているか。
あるいは消失・流失した延べ床面積がどのくらいかで決まるのよ。
それは全件、保険会社の人が見に来ての判断になるわね。
建物ではなく、門や塀に被害があった場合。
この場合、門や塀も建物に含まれてはいるんだけど、地震保険の場
合は建物に被害がないと門や塀は保険金の支払い対象にはならない
から、ここも注意が必要かしらね。

 あとは、家財!タンスとか食器棚とかね。
家財は、家財の総額に対してどれだけ被害を被ったかで、受け取る
金額が決まるの。
区分は、建物と同じで4区分!
「全損 (損害額が時価 80% 以上)」「大半損 (60% 以上)」「小
半損 (30% 以上)」「一部損 (10% 以上)」での支払いになるわよ。

 最近のお家って、本当に地震に強くなって丈夫よね。
地震の時、「家は無事だけど、家の中はめちゃくちゃ・・・!!」なんて
ことも、本当に多いの。
家財の方が、実際に被害が出る可能性が大きい!というのは、覚えて
おくべきポイントかしらね。

 ふむふむー!!他に何かポイントは?

 そうねえ・・・。
被災してしまったときに、住宅ローンの支払いがまだかなり残っている
ようなとき家はなくなってもローンはなくなるから、その後の生活は
かなり厳しいものになるわよね。
そういう時に、たとえお家を立て直す費用には足りなかったとしても、
地震保険金を受け取ることができれば、生活の大きな支えにはなるわ
よね。

 ホントねえ・・・。
あ、そうだ!地震保険で受け取れるのは、火災保険の50パーセント
が上限よ。
ただ、保険会社によっては「火災保険金額の100パーセントまで支
払ってもらえる地震保険」もあるから、チェックしてみるのもいいかも!

 皆さん。地震は、もういつ来てもおかしくないんです。他人事じゃない
ですにゃ。家族でしっかり、話し合いをしてみてくださいね。

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/